

告示

埼玉県告示第千七百七十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定による介護扶助のための居宅介護等及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による介護支援給付のための居宅介護等を担当する機関として、次の者を指定した。

平成二十九年十月三十一日

埼玉県知事 上田清司

名称		所在地		開設者名		サービスの種類		指定年月日
グループホーム・蔵2		蔵市錦町 六―九―二九		株式会社 ウイズネット		認知症対応型 共同生活介護 介護予防 認知症対応型 共同生活介護		平成二十九年 十月一日
弁天町歯科医院		草加市中根 七―二二―一		渡部 愛三		居宅療養 管理指導 介護予防居宅 療養管理指導		平成二十九年 九月一日
「訪問介護サービス」 「花」		草加市手代町 一〇〇九―一		公益社団法人 草加市シelta 人材センター		訪問介護 訪問介護		平成二十九年 八月一日
介護福祉サービス 「楓」		所沢市こぶし 町二九―四〇		株式会社 エターナル		訪問介護 介護予防		平成二十九年 八月一日